

国 官 総 第 217 号
国 官 会 第 17240 号
国 官 技 第 355 号
国 営 計 第 125 号
国 不 入 企 第 37 号
令 和 6 年 12 月 20 日

各地方整備局長 殿

国土交通省
大 臣 官 房 長
不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「緊急公共工事品質確保対策について」の一部改正について

標記について、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
4 「入札ボンド」の導入対象拡大 下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が <u>3億4,000万円</u> 以上の一般土木工事及び建築工事並びに <u>基準額</u> （「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848	4 「入札ボンド」の導入対象拡大 下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が <u>3億円</u> 以上の一般土木工事及び建築工事並びに <u>6億9千万円</u> 以上のその他の工事種別に係る工事で試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るも

号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総 第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号) <u>記 1 に定める額をいう。）</u> 以上のその他の工事 種別に係る工事で試行導入している「入札ボン ド」について、地方公共団体等における導入状 況を踏まえた対象拡大を図るものとする。	のとする。
--	-------

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結する工事の手續について適用する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に契約締結を予定していた工事について、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和 7 年 4 月 1 日以降となったものの手續については、なお従前の例による。